

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(3) 「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」(マルハニチロ株式会社)

○受田部会長 申し訳ありません、時間が予定より大分押しております。それでは、新規審議品目の3番目「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」、マルハニチロ株式会社に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、最後の品目でございます。新規で上がってきておりますので、消費者庁からまず概要の御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、資料3-1を御覧ください。

商品名「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」。食品形態はフィッシュソーセージです。内容量は70g。

許可を受けようとする表示の内容は「この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、年を取ってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。」というものです。

関与する成分と量は、カルシウムで350mg。1日当たり摂取目安量は、1本70gとなっております。

右側の既許可品、Vセレクトフィッシュソーセージ、75gというものがございしますが、こちらとの相違点は大きく2点ございまして、1点目が内容量、75gのところ、申請品は70g、関与成分のカルシウムが既許可品は440mgのところ、申請品は350mgということになっております。

続きまして、資料3-3を御覧ください。

本申請品は、特保の申請区分の中で、疾病リスク低減表示の区分で申請がなされているものとなります。疾病リスク低減表示と申しますのは、関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、疾病リスク低減表示を認める特定保健用食品ということで、定義しております。資料3-3の後ろをめくっていただきますと、現在、消費者庁が疾病リスク低減表示ができる成分としてお示ししているものは、下の赤枠と併せて、カルシウムと葉酸というものがございます。

今回は上のカルシウムを関与成分とする申請となりますので、1日摂取目安量当たりカルシウムが300mgから700mgの間にあるということ、右側、特定の保健の用途に関わる表示、先ほど申し上げたとおりとなりますけれども、「若い女性が健全な骨の健康を維持し、年を取ってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません」という表示をすること、更に右側、注意事項として、「一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても、骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません」ということを要件として、こちらに合致するということに基づいて、今回のソーセージは申請がなされております。

記載されている内容に基づく申請であれば、一部の有効性の申請資料や安全性の資料は省略しても差し支えないとしております。

なお、カルシウム、葉酸以外の成分についても、申請自体は制度上可能になっているところがございます。

以上となります。

○受田部会長 ありがとうございました。

それでは、次に調査会での審議状況などの御説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 資料3-2を御覧ください。

そこに審議経緯とあります。この製品につきましては、令和2年2月20日、第48回新開発食品評価第一調査会において審議が行われまして、調査会です承となりましたので、今回、審議をいただくことになっております。

ただ、調査会におきまして、配合成分についての2つの御意見がございました。具体的には、食塩相当量の低減の検討、及びコチニール色素の代替品の検討を行うことが望ましいとの御意見でございました。

また、これらの御意見に対しまして、参考として回答するようにとの話でございましたが、申請者からは既に参考として回答が提出され、石見座長に御確認いただいております。

次に調査部会への申し送り事項に関してです。これについては、申請資料概要版のイにあります、表示見本も併せて御覧いただけますでしょうか。

申し送り事項の(1)ですけれども、申請品の表示見本には、摂取の対象者が明示されていない。対象者を明示することが望ましいのではないかとということでございました。

先ほど紹介されましたように、許可表示には若い女性との記載がありますけれども、これでは対象者がはっきりしないという御意見がありました。若い女性向けの明記が必要かどうかということだと思います。

(2)の申し送り事項としては、申請品では、表示見本から商品名を読み取ることが難しいが、この点は問題ないかということでございました。

表示見本の商品名の部分と申請時の商品名を見比べてみますと、ポイントの1つとしては、「オープン」の部分ですが、英語と片仮名の表記があって、片仮名表記を選択しないと商品名にはなりません。つまり表記された文言の選択をしないと、商品名にならないということでございます。

もう1点は、商品名の中の「おいしい」という文言が、上に上がってしまっているとの御指摘がありました。そこで、現在許可されている特定保健用食品に、このような例があるかどうか確認したところ、少なくとも既に2~3つの例が確認されております。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございました。

それでは、これらについて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますので、その前に、調査会の座長でいらっしゃる石見委員より、調査会の議論の状況などについて、御説明いただければと思います。

○石見委員 先ほど事務局から細かく御説明があったとおりなのですが、1つは、今般、消費者庁から、コチニール色素が急性アレルギー症状を引き起こす例が報告されたということで、注意喚起

が行われているので、特保に使用するのはいかなるものか、代替品の使用を検討することが望ましいという御意見だったのですが、返答としましては、高度な精製を用い、今、低アレルギーのものを使っているということです。もう1つは、以前、DHA入りの同様の特保のソーセージについて、コチニール色素を指摘されて、クチナシ色素に変更した例があるので、今後、代替色素も検討していきたいということですので、了承をいたしました。

もう1点は、この商品を摂取しますと、食塩相当量が1.2gであるということで、今度の食事摂取基準2020年版では、目標量は女性で6.5g、男性で7.5gなので、もう少し低減させることが望ましいという御意見がありまして、伝えましたところ、1本当たり1.2gというのは、食品成分表の七訂で見ますと、標準的なソーセージの約20%食塩を低減していることになるので、問題はないのではないかと考えているが、DHA入りのソーセージは、優しい塩味を出しているということで、減塩についても、今後、引き続き検討していきたいということですので、了承いたしております。

部会にお諮りするのとは、先ほど事務局からあった2点でございます。

○受田部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様にご意見をいただきたいと思うのですが、疾病リスク低減特保に関しては、先ほど消費者庁からも御説明がありましたとおり、資料3-3の裏面にある表示が、カルシウムの場合、そこにあるような表示になりますので、許可表示を独自のものにするという話にはならない。紋切り型と言うと、語弊があるかもしれませんが、疾病としての骨粗鬆症という名前を出せるというのが、疾病リスク低減特保の1つの大きなものであり、他の特保との違いでもあり、その分、表示の内容に関しては、こういった定型の形で考えることになっているものでございます。

先ほど調査会から部会への申し送り事項として、(1)にある、対象者を明示することが望ましいという点についてですが、石見委員、疾病リスク低減特保に関しては、紋切り型を使うことになりますので、対象は若い女性が健全な骨の健康を維持し、年を取ってからの骨粗鬆症になるリスクを低減する、ここになるのですが、調査会においては何が問題に挙げられたのでしょうか。御説明いただければと思います。

○石見委員 表示見本を見ますと、誰が食べていいのか分からないという御意見でした。ただ、リスク低減表示の表示方法はもう決まっていますので、そこを、今、調査会で直すことはできないということですが、将来的に制度を改定するときに、当時のエビデンスではこういう文言になっているということなので、そういうところにもつながる可能性があるのではないかとということで、表示については、部会にお諮りしようということになりました。

○受田部会長 ありがとうございます。

そういう意味では、申請されている商品に、定型の形を変えるように要請をしておられるわけではないということですね。

○石見委員 はい。

○受田部会長 ありがとうございます。問題を提起していただいていることになります。

どうでしょうか。消費者庁としては、こういう問題提起が出てきたときに、それを改善というか、

議論するとしたら、ここの部会ではないように思うのですが、こういったプロセスが考えられるのですか。そこだけお話をしていただければと思います。

○消費者庁食品表示企画課 ここは具体的にどういうふうにすればいいかというのは、まだ内部でも議論していません。ただ、疾病リスク低減表示に関しましては、今、定型化されている2品目以外にも、他にできないのかという御提案などもされておりますので、そうしたものを検討する際に、どのように消費者委員会なり、食品安全委員会なりにお諮りするか、どういう関与を求めていくかということについては、考えていきたいと思っております。

○受田部会長 ありがとうございます。

例えば消費者委員会の中でも議論がされていまして、食品表示企画課として、前の課長のときから、機能性表示と差別化をしていく部分において、今後、疾病リスク低減特保が強化されていくというお話をいただいていた記憶もあります。ですから、今後そういう方向に行くとしたら、今、消費者庁からお答えいただいたように、葉酸やカルシウム以外の部分で、疾病リスク低減特保が続々と登場していき、その議論のプロセスにおいて、今、走っている2つのものに関しても、改定の余地があるかもしれないというところで、今日、調査会から上がってきた内容に関しては、今のよう受け止め、次の改定のチャンスにおいて、今の意見を酌み取っていただくように要請をしてまいりたいと思います。

調査会からの申し送り事項については、部会として、そういう取扱いで、皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、あと、食塩の過剰摂取につながらないとか、アレルゲンの話があるコチニール色素を代替できないとか、そういう話についても、調査会で整理をしていただいて、そういう対応で問題はないというか、認めていただいているので、そこまでを受けて、結果、最後の商品名が出ておりましたが、これがこの部会に申し送られた内容になると思います。

それ以外、この商品に関する申請について、委員の皆様から何か御発言はございますでしょうか。松藤委員、どうぞ。

○松藤委員 別にどうしたいとか、そういうことではなくて、自分の勉強不足で教えてもらいたいのですが、マルハニチロさんは「1秒OPENおさかなソーセージ70g」という、特保ではない商品を出されているのです。「1秒OPENおさかなソーセージ70g」というのは「おいしい」がないだけなのですが、この「1秒OPENおさかなソーセージ70g」の中の表示を見ると、カルシウムが689mgと書いてあるのです。特保ではないものです。カルシウムの上限は700mgなので、上限まで行っていない689mgの商品が仮に特保の隣に並んでいた場合、片や特保で、片や特保ではない。特保のほうには、この食品はカルシウムを豊富に含んでいますと書いておきながら、表示値は350mgで、片や特保ではないものが689mg入っている。これをどう捉えたり、なぜこちらが特保なのかということはどういう視点で考え、また、私は大学の先生なので、学生に説明していかないといけないと思っています。この辺り、リスク低減表示との兼ね合いがどうなっているのかということ、教えていただければと思います。

○受田部会長 北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 そのこのところは、私も調査会で質問してしまして、別の視点なのですけども、栄養機能食品でカルシウムがその中に入っていて、それとの区別はどうですかという、別の形で事務局に聞いてしまして、それなりの理由があるので、後でお聞きすればいいと思うんですけども、基本的には特保として申請したものを許可しているというのが特保であって、申請しないと特保にならないのかという理解だと思ったのですが、いかがでしょうか。もちろん含有量とか、そういう問題はあります。

○受田部会長 そういう意味では、第一調査会でも関連する議論があり、栄養機能食品も含めて差別化というか、区別、なぜこれが疾病リスク低減特保になるのか、他との関係性、この辺りについては、どうなのでしょう。これはどなたにお答えしていただければよろしいでしょうか。消費者庁、お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 疾病リスク低減表示を最初に定めたときの話になりますけれども、300から700という基準は、カルシウムの摂取基準の関係からいって、高い摂取源になるという範囲において、過剰に摂取されないということにも配慮した上での下限と上限の設定になったということでございます。ただ、一般の食品について、自らが安全な範囲を設定して、商品としてつくるわけございまして、そういう意味では、高い摂取源のものも何も言わず、その含有量ですという表示をして売るということ自体は、排除されるわけではございません。

市販に売られているものが横に並んでいて、含有量を見ると、市販のもののほうが少し高く含まれているとか、そういうことはあり得ます。ただ、同じような名称であることで、誤解を与えるのではないかということについては、もしそうであれば、そういう御指摘というのは、可能なのではないかと。商品名の問題になろうかと思えます。

○受田部会長 田中委員、お願いします。

○田中委員 疾病リスク低減表示は、疾病のリスクを低減することができる旨の表示というのが1つの売りで、その中に先ほど消費者庁が言われたとおり、一定の上下限幅があって、それ以上取ると過剰摂取による健康障害のリスクが高まる。でも、これ以上取らないと、日本人の食事摂取基準で示すカルシウム量に満たないということで、不足のリスクが生じるといった、疾病リスク低減表示です。

一方で、豊富というのは、栄養強調表示です。一定量の栄養成分が増量されていれば、他の同様な商品より価値が高まったという表現ができる表示です。隣り合わせに何も書いていない商品と、たっぷりと書いてある商品と、疾病リスク低減表示と書いてある商品にあっては、消費者がそれを見て表示を理解し購買の判断とするという表示の制度となるということです。

あとは、先ほどの話になりますけれども「おいしい」とか、「1秒オープン」とか、私の記憶では、特保の中で、科学的根拠が示されたもので表示しますから、商品名を付ける際は一定の配慮が必要だと思います。例えば「1秒オープンおいしい」というのは、別に調査会の資料の中にも、1秒でオープンした実験結果とか、おいしいという結果はないでしょうが、この辺については、差別化を図る観点からのキャッチと理解しても若干特保としては、名前になりづらいのではないかと気がします。

既存の製品、疾病リスク低減表示のものをみると「スタイルワンおさかなソーセージ」とか、セブンプレミアムということが書いてあるので、この辺と同じような形で付けることはできるかと思いますが、おいしさを保障した特保というのは、今まで余り見かけません。

○受田部会長 ありがとうございます。

先ほど松藤委員から疾病リスク低減特保、極めて類似した商品名の同一製造者からの商品で、訴求している成分の含有量が更に多いものがある、それとどういうふうにすみ分けていくのかということで、説明をしていただいております。いろいろな商品があり、こうやって、今日、新開発食品調査部会で申請が上がってきているものには、そういうお墨つきを与えよう。上がってこないものは、お墨つきはないということです。

○松藤委員 そこは理解しますけれども、根本的にいずれは考えていかないといけないというところも、少し含んでいるということをお知らせいただければと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

そういう意味で、今、田中委員からも補足をしていただいたように、調査会からも商品名に関する申し送りがこの部会に来ていて、調査会から部会への申し送りの内容を広義に捉えさせていただくと、非常に類似した商品が特保でないという形で、同じメーカーから既に上市されている状況から見て、この商品名の類似性に関する、消費者が区別を適切にできるかどうかという懸念が、部会において出されたということだと思います。

石見委員、お願いします。

○石見委員 同じ製品名というのは、消費者の誤認を招くというところで、一番重要なのは消費者がちゃんと選択できるかということです。特保でないほうも選択してしまう、あるいは消費者の目的にもよるのですけれども、特保と特保でないものを意識せずに選択することもありますので、消費者の誤認を招くのだというところも入れながら、先ほど田中委員がおっしゃったような「おいしい」などは、主観的なものなので、製品名としては不適切ではないか、そのように考えます。

○受田部会長 ありがとうございます。

今、石見委員から指摘事項の具体的な内容に関してコメントをいただきました。

もう1つだけ、私が補足すると、自主的かつ合理的選択の機会の確保のために、紛らわしい名称というのは、誤認を招くということです。そういう意味で指摘することと、「1秒オープン」は相当試験をやっているのだろと思うのですが、それでも、「おいしい」に関しては、正に主観的表現でもありますし、類似の「1秒OPENおさかなソーセージ70g」が上市されているところで、「おいしい」というのが更に付加されている、非常に主観的表現である、この部分についても既存商品との区別を合理的にしっかりと提案をしていただかないといけないという点について、部会において意見が出されている。これをどう受け止めていただくかということだと思います。

各メーカーの戦略もありますので、おいしいシリーズがいっぱいあるとか、今後そういうものがどんどん出てくることになる、手の打ちようがなくなりますけれども、あるいは官能評価をやって、社内において、おいしいという違いが出ているという話がもしかしたら聞かれるかもしれませんが、商品名に関しても意見が出たことはお伝えをし、その点に関して、製造者がどういうふう

考えるか。いい方向に変えていただくことを期待しつつということだと思います。

それ以外の部分はよろしいですか。

疾病リスク低減特保に関しては、ある程度こういった形で表示も決まっておりますし、既に実績のあるものについては、規格基準型の特保と同じような感じで、一定の形を満たせば認めていく方向になっておりますので、指摘された商品名に関して、もう一工夫していただくというところで、部会としてはよろしいですか。

それ以外の御意見はございますか。吉田委員、お願いします。

○吉田委員 先ほどから「おいしい」という問題が出ていますけれども、インドネシアの知り合いの先生から聞いたのですが、パーム油というのは、すごくまずいらしいのです。既に許可品のものと、今の申請品を比べると、既に許可をいただいているほうにはパーム油が入っていて、今、申請してきているものは、精製ラードになっていて、何で「おいしい」と付けたのか、そこは全く頓着しなかったのでしょうか。パーム油は結構まずいと聞いているのですけれども、そんなことが関係しているのではないのでしょうか。

○石見委員 食べ慣れないので、日本人にはおいしくないと感じるのかもしれませんが、分かりません。

○吉田委員 ちょっと気になっただけです、済みません。

○受田部会長 ありがとうございます。

それぐらい主観的です。

吉池委員、お願いします。

○吉池委員 松藤委員が最初におっしゃられた「これをどう学生にきちんと説明できるのか」というのが一番引っかかっておりました。結局「おいしいおさかなソーセージ」シリーズの中に、今まで「Vセレクト」となっていたものをラインナップとして加えたい。3品ともラインナップの中で、これは何なのかという話があったと思うのですが、同じラインナップの中でカルシウム660mgととってもすごい、目に飛び込む骨の絵が付いたものがありながら「特保」ではない。今回の特保とそれを並べたときに、制度上はオーケーなのだけれども、食環境、すなわちいろいろなものが流通して、それに対しての情報、そして消費者に対して何をどう伝えるべきかという理論的な説明を私は全くできないと思っています。今すぐでなくても、そういうことは消費者庁として非常に大事なことだと思うので、今後のレッスンとして、特にラインナップの中でどういうふうに「特保」を使って企業が訴求するのか。いいところもあると思うのですが、今後はやはり根源的なことも考えなければいけないと感じております。

○受田部会長 極めて重要なポイントをまとめていただきました。ありがとうございます。

個別の話ではないです。全体として、特保を見ていく上で、疾病リスク低減特保、あるいはアイテム数が増えていき、各メーカーにおいてシリーズ化していく場合、ともすれば、評価する側から見ると、そごが生じていたり、先ほどのヴァームの話などもそうですけれども、貫き通していただく肝心な部分を各メーカーも意識をしていただかないといけない。当然消費者庁サイドとしても、そこには目配せをしていただく。もちろんこういった部会、調査会の役割もあると思います。

そういうことで、いろんなところに波及する話もございましたけれども、我々としては、このルールに基づいて申請が上がってきたものを、そのルールの中で認めるかどうかということなので、結論として、商品名は少し見直していただかないといけないと思うのですが、内容に関しては、原案のとおり了承する方向で、商品名に関しては、今日の意見を申請者に指摘いたしまして、これは商品名についてですので、事務局と部会長預かりにさせていただいて、問題がないということであれば、それをもって了承するという取扱いでもよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、事務局、整理をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 今後の進め方としましては、今、出された商品名に関する指摘について、部会長と事務局で相談しまして、それを申請者に伝え、商品名についての改善を図るということですが、この取扱いについては、部会長預かりということで進めてまいります。

○受田部会長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回、3件に関して御審議をいただきました。継続審議が1つ目、2つ目、そして、3つ目が部会長預かりということで、基本了承というのが今日の結論でございます。